

新潟県弁護士会 行政連携のお品書き お申込書

新潟県弁護士会 行政連携窓口 行 FAX送信先:025-223-2269

太線の枠内をご記入ください。ご相談内容の番号欄には裏面の対象分野の番号をご記入ください。
ご相談内容につきましては、適宜、別紙を追加していただいてもかまいません。

本お申込書は新潟県弁護士会にて保管いたします。
当会が行う弁護士紹介の業務、管理運営のため、必要な範囲で個人に関する情報を記載していただきます。
上記目的以外には、個人情報を利用しません。

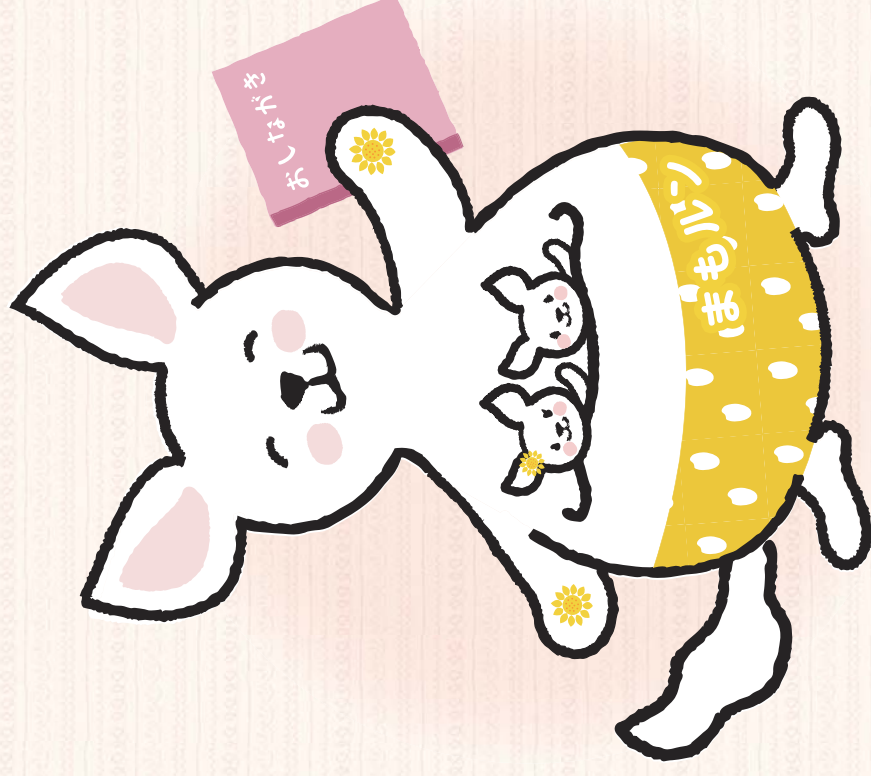
お 申 込 日	平 成	年	月	日	受付番号
〒					
ご住所					
組織 お名前					
代表者 お名前	フリガナ				
担当部署 お名前					
担当者 お名前	フリガナ				
お電話番号 () () -					
F A X () () -					
E - mail					
番 号					
ご 相 談 内 容	ご相談・ご依頼の概要 (できるだけ具体的に記入してください。なお、必ずしもご希望に沿うことができない場合もございますので、あらかじめご了承ください)				

電話によるお問い合わせはこちら

連携専用ホットダイヤル

025-222-1616
(1010)

行政連携のお品書き



あなたをまもる、かんがえる。

新潟県弁護士会

Niigata Bar Association

行政連携のお品書き

費用は、内容により異なります。無料・低額のサービスも多数ございますので、まずはお気軽にお問い合わせください。

対象分野	細目	種別	内容的	担当委員会
1 全 分 野	弁護士推薦	自治体の審議会・委員会の公益的立場の委員などを推薦し、派遣します。適任者を推薦するため、弁護士会の関係委員会に意見を求める等の工夫をしています。	自治体の主権する市民向け講演の講師に精通弁護士を推薦し、派遣します。	外部委員等推薦委員会
	講師派遣	自治体が生産する法律相談業務を委託し、法律相談業務に弁護士を派遣します。自治体に新潟県弁護士会の法律相談所を設置します。	自治体が生産する法律相談業務を委託し、法律相談業務に弁護士を派遣します。自治体に新潟県弁護士会の法律相談所を設置します。	各関連委員会
	法律相談、法律相談所の設置	弁護士会の法律相談センターで無料法律相談を受けることができるチケットを市民に発行する形式の委託もしています。	弁護士会の法律相談センターで無料法律相談を受けることができるチケットを市民に発行する形式の委託もしています。	法律相談センター運営委員会 業務運営委員会
4 法 教 育		各種研修での出席者を内定しています。児童、生徒を対象とするほか、PTAや各教団研修会への出席授業も行っています。	授業の内容は、法制度の内容のほか、消費者教育、キャリア教育、いじめ防止等、可能な限りご要望に応じます。	学校へ行こう委員会
		憲法改正問題等に関する市民講座に講師を派遣します。	憲法改正問題等に関する市民講座に講師を派遣します。	憲法改正問題特別委員会
5 憲 法 問 題	民法（債権法）改正	市民に対し、民法（債権法）改正についての講演、研修を行います。自治体職員向けの研修会を実施することも可能です。	市民に対し、民法（債権法）改正についての講演、研修を行います。自治体職員向けの研修会を実施することも可能です。	民法問題特別委員会
	刑事手続	市民に対し、裁判員制度の刑事手続の内容や、取調べの可視化等について講義を実施します。	市民に対し、裁判員制度の刑事手続の内容や、取調べの可視化等について講義を実施します。	刑事弁護委員会
7 子 ど も ・ 家 庭		子どもや家庭に関する市民講座に講師を派遣します。	子どもや家庭に関する市民講座に講師を派遣します。	子どもの権利委員会
		無料電話相談	電話無料相談である「子どもや家庭」を実施しています（0120-66-6310毎月、木16:00～19:00）。	子どもの権利委員会
9 市 民 コ ン ソ シ エ ー シ ョ ン		学校生活の悩みごと、家庭での悩みごと、家庭での悩みごと、家庭での悩みごとなどに関する悩みごとについて、子どもの問題に詳しい弁護士が無料相談に応じます。	学校生活の悩みごと、家庭での悩みごと、家庭での悩みごとなどに関する悩みごとについて、子どもの問題に詳しい弁護士が無料相談に応じます。	子どもの権利委員会
		講師派遣	消費者行政に従事する行政職員・消費生活相談員を対象とした研修や、市民向けの消費者講座等に、講師として弁護士を派遣します。	消費者保護委員会
11 消 費 者		消費者問題、多重債務に関する法律相談会に弁護士を派遣します。	消費者問題、多重債務に関する法律相談会に弁護士を派遣します。	消費者保護委員会
		弁護士推薦	消費者問題に関する協議会等に弁護士を派遣します。	消費者保護委員会
12 消 費 者		アドバイザー派遣	消費生活相談窓口が受け付けた相談について、相談員に助言する弁護士を派遣します。	消費者保護委員会
		法律相談、弁護士紹介、弁護士派遣	中小企業向けの法務・経営・財務に関する法律相談、弁護士紹介を実施します。	消費者保護委員会
14 中 小 企 業 支 援		講師派遣、精通弁護士派遣	クレーム対応、労務管理、事業承継、相続、経営者保証ガイドライン、特定調停スキーム等、中小企業向けの講座、研修会のための講師（中小企業支援に精通した弁護士）を派遣します。	業務委員会
		講師派遣、精通弁護士派遣	研修会前後にその場で無料法律相談も企画します。	業務委員会
15 中 小 企 業 支 援		法律相談、弁護士紹介、講師派遣	債権回収や下請いじめへの対応、契約書の作成、コンプライアンス対応を初め中小企業を抱える幅広い分野に精通した弁護士を派遣します。	業務委員会
		法律相談、弁護士紹介	中小企業の方々に初回相談が30分無料となるサービスを行っています。「日弁連 ひまわりほっとダイヤル」(0570-001-240)。	業務委員会
16 労 働 問 題		労働問題に関する法律相談や弁護士紹介をします。労働問題に関する講座、研修会のための講師を派遣します。	労働問題に関する法律相談や弁護士紹介をします。労働問題に関する講座、研修会のための講師を派遣します。	労働問題
		法律相談、弁護士紹介、講師派遣	また、労働者側の皆様からの法律相談（解雇、雇止め、労働災害、セクハラ・パワハラ・アカハラ、賞金など）については、初回無料で行っております。	労働問題
17 刑 罪 被 害 者 支 援		講師派遣、法律相談	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		弁護士推薦、講師派遣、法律相談、政策提言	自殺対策、男女平等参画、セクハラ問題、DV問題などの対策、生存権の擁護（生活保護問題、貧困問題等）、外国人の権利擁護、人権啓発等に関し、会派、委員会、シンポジウム等に弁護士を委員等として推薦、派遣します。	人権擁護委員会
19 自 殺 対 策		弁護士推薦、講師派遣、法律相談、政策提言	これらの事項に関して、総合相談会、「女性の権利110番」、「外国人の権利110番」等を開催し、市民からの法律相談を受け付けます。	人権擁護委員会
		関係機関との連携促進（ヒューマンライティングプロジェクト、HRP）	これらの事項に関する政策の提案もします。	人権擁護委員会
21 生 活 保 護 ・ 貧 困		講師派遣、法律相談	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		弁護士推薦、講師派遣、法律相談、政策提言	自殺対策、男女平等参画、セクハラ問題、DV問題などの対策、生存権の擁護（生活保護問題、貧困問題等）、外国人の権利擁護、人権啓発等に関し、会派、委員会、シンポジウム等に弁護士を委員等として推薦、派遣します。	人権擁護委員会
22 生 活 保 護 ・ 貧 困		講師派遣、法律相談	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		関係機関との連携促進（ヒューマンライティングプロジェクト、HRP）	これらの事項に関する政策の提案もします。	人権擁護委員会
23 外 国 人 の 権 利 擁 護		講師派遣、法律相談	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		弁護士推薦、講師派遣、法律相談、政策提言	自殺対策、男女平等参画、セクハラ問題、DV問題などの対策、生存権の擁護（生活保護問題、貧困問題等）、外国人の権利擁護、人権啓発等に関し、会派、委員会、シンポジウム等に弁護士を委員等として推薦、派遣します。	人権擁護委員会
24 成 年 後 見 人 等 條 條 推 薦		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
25 高 齢 者 ・ 障 が い 者		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
26 高 齢 者 ・ 障 が い 者		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
27 社 会		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
28 未 成 年 後 見		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
29 学 校 問 題 ・ い じ め 問 題		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
30 児 童 ・ 少 年 の 更 生 援 助		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
31 子 ど も ・ 少 年 の 更 生 援 助		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
32 民 事 介 入 暴 力 行 政 対 象 暴 力		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
33 フ レ ー ム 対 応		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
34 被 害 者 支 援		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
35 広 報 支 援		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
36 災 害 支 援 ・ 復 旧 支 援		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
37 自 治 体 債 権 管 理 ・ 回 収		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会
		講師派遣	犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会	犯罪被害者支援対策委員会